

5 助産所評価の組織体制

本機構の助産所評価に係る組織体制は、助産実践評価部評議会、評価委員会とその下に置かれる評価チーム、評価結果に対する助産所からの異議申立ての採否を審議する異議審査委員会によって構成されています。(図1参照：右ページ)

評議会

本機構の理事会が選任した評議員9名（実践に従事する助産師、助産教育に従事する大学教員、一般有識者）により構成され、評価基準の策定・変更等、助産実践評価事業の基本的事項決定のほか、評価結果に対する申請助産所からの異議の採否を決定し、必要があるときには評価報告書（最終案）の修正を行います。

評価委員会

評議会が選任した評価委員10名程度（実務に従事する助産師、大学及び大学院助産分野の専任教員、一般有識者を原則とする）および若干名の幹事により構成され、評価報告書（最終案）を作成するほか、評価事業の実施に関する事項を決定します。

評価チーム

評価委員会が申請助産所ごとに選任した評価員により構成され、構成人数は原則として3名とし、2名は助産実践に従事する助産師、1名は助産師であって助産学分野における教育経験を有する者もしくはその教育研究活動に識見を有する者であり、その内1名を主査とし、1名を副査とします。

助産所の自己点検評価票その他の資料の書面調査を行い、調査報告書（案1）にまとめ、申請助産所に質問事項とともに送付します。

その後、現地調査を実施し、自己点検評価票、関連必須資料、現地調査の結果をもとに調査報告書（案2）を作成し、評価報告書（原案）を評価委員会に提出します。

異議審査委員会

評議会が選任した異議審査委員5名で構成され、委員のうち3名は実践に従事する助産師、助産分野の専任教員、有識者とし、2名は本機構の副理事長および監事とします。

評価結果に対し、申請助産所から異議の申立てがなされた場合、その異議についての審査を付託され、異議審査の結果を評議会へ提出します。

事務局

評価委員会が任命した事務局長および所要の事務局員により構成され、適格認定に係る事務を処理します。

図1 助産所評価の組織体制

